

改正

令和3年10月25日告示第364号

鹿屋市スポーツ奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ振興及び競技力向上を目的とし、本市の名声を高めた個人又は団体に対し、予算の範囲内において、スポーツ奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在する団体又は市内を活動の拠点とする団体
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(交付要件)

第3条 奨励金は、当該対象者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に交付する。ただし、奨励金の交付は、年1回限りとする。

- (1) 全国大会（予選会、選考会等の選抜手続を経たものに限る。）で優勝した場合
- (2) 国際大会（予選会、選考会等の選抜手続を経たものに限る。）で入賞した場合
- (3) 日本記録を樹立した場合
- (4) その他市長が前3号と同等以上の成績を収めたものと認めた場合

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、個人は5万円以内、団体は20万円以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会等の成績決定後にスポーツ奨励金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国際大会及び全国大会の内容が記載された開催要項等並びに結果を明らかにする書類
- (2) 予選会、選考会等の経緯を記載した書類
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び奨励金の額を決定し、鹿屋市スポーツ奨励金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（令和3年10月25日告示第364号）

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

### スポーツ奨励金交付申請書

スポーツ奨励金の交付を受けたいので、鹿屋市スポーツ奨励金交付要綱第5条の規定により申請します。

#### 記

1 大会の名称

2 成績

3 添付書類

- (1) 国際大会及び全国大会の内容が記載された開催要項等並びに結果を明らかにする書類
- (2) 予選会、選考会等の経緯を記載した書類
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市スポーツ奨励金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市スポーツ奨励金について、下記のとおり決定・却下したので、鹿屋市スポーツ奨励金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 奨励金の額 円

2 却下理由